

嬭恋村国際交流協会 日本語教室 規約

(所属・名称)

第1条 当組織は日本語教室(以下「教室」という。)と称し、嬭恋村国際交流協会に所属する。

(目的)

第2条 教室は、嬭恋村国際交流協会(以下「協会」という。)の規約第3条第5項の規定に基づき実施され、嬭恋村在住の日本語を母語としない人(以下「学習者」という)の日本語学習支援活動を行うとともに、地域の国際交流に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 教室は次に掲げる活動を行うこととし、これらの活動の中で学習者と日本語学習支援に携わる日本語教室講師(以下「講師」という)の関係は対等とする。

- (1) 嬭恋村での生活・風習・食・文化等の教育
- (2) 参加者のレベルに応じた、日常生活で役立つ日本語教育
- (3) 教室での学習支援とそれに伴う学習者との国際交流
- (4) 講師の指導力向上のための研修、及び新規講師の募集と養成

(講師の要件等)

第4条 講師は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 有資格者、元教師、経験を有する者
- (2) 心身ともに健康で、日本語学習支援に意欲と情熱がある者
- (3) 教室の目的、活動内容を理解し、その実現に向けて前向きに取り組んで者
- (4) 教室開催場所まで、自家用車等で移動可能な者

(講師の任用)

第5条 講師は、第4条の規定を満たす者とし、一般公募により選考を行う。

2 選考は、書類審査等により行い、その結果に基づいて適任者を決定し雇用通知をもって通知する。

3 講師の任用期間は、1年以内とし、任用の日から当該任用の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、勤務成績等が良好である場合は、協会が判断し再度任用を行うことができるものとする。

(勤務条件)

第6条 講師の報酬は、嬭恋村会計年度任用職員の時給及び通勤手当の規定に準じて支給されるものとする。

2 業務に関連する旅費については、嬭恋村会計年度任用職員の旅費規定に従い、必要に応じて支給されるものとする。

(解職)

第7条 協会は、講師が次に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、これを解職すること

ができる。

- (1) 講師から雇用契約解除の申出があったとき
 - (2) 心身の故障のため、講師としての活動に支障がある、又はこれに堪えないとき
 - (3) 講師としてふさわしくない行為があったとき
 - (4) その他、協会が不適格と認めたとき
- (守秘義務)

第8条 講師は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

(学習者の条件)

第9条 学習者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 婦恋村に住民登録があり、それを確認できる公的証明書の写しを提出できる者
- (2) 教室までの移動が可能な者

(学習者の学習期間)

第10条 学習者の学習期間については、学習者の意思を尊重するが、教室の状況により担当講師と相談し学習者に終了を勧めることができる。

(学習者の参加方法及び教材費)

第11条 学習者の参加方法については、事前に協会事務局に申し込みをすることとし、定員に達した場合は、参加希望者のレベルを考慮し受講者を選定することとする。

2 受講期間は、前期(4月～9月)、後期(10月～3月)の二期制とし、参加費は無料とする。また、教材費は、原則として学習者本人負担とする。

(注意事項)

第12条 学習者は、授業における指導方針や次に掲げる注意事項に従うものとする。

- (1) 教室内での録音、録画の禁止
- (2) 体調不良等で授業を欠席する場合は、事前に連絡をする
- (3) 教室内でのトラブル、事故については教室及び協会は一切の責任を負わないものとする

(協会の役割)

第13条 協会は、講師が円滑に活動できるように、次に掲げる事項の支援等を行うものとする。

- (1) 教室の活動に関する総合調整
- (2) 教室の活動に関する住民等への周知
- (3) その他、教室の活動に必要な事項
- (4) 日本語教室の運営

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか教室の運営に関し必要な事項は、協会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。